

協 議 第 7 8 号 関 係 資 料 (協議項目24—6—②)

○ 現況

区 分				伊 那 市	高 速 町	長 谷 村
医 療 分	保 険 税 の 税 率	①均等割額	1 人当り	16,300 円	15,000 円	16,000 円
		②平等割額	1 世帯当り	18,100 円	12,000 円	17,000 円
		③資産割額	固定資産税に対し	15.0%	27.0%	38.0%
		④所得割額	課税所得に対し	6.8%	3.5%	4.8%
	16 年度課税	応益割合		37.8%	51.9%	46.3%
	(10 月現在)	1 人当り課税額		62,393 円	35,548 円	43,433 円
	最 高 限 度 額			530,000 円		
介 護 分	保 険 税 の 税 率	①均等割額	1 人当り	3,700 円	7,600 円	6,500 円
		②平等割額	1 世帯当り	3,000 円	4,100 円	4,500 円
		③資産割額	固定資産税に対し	5.0%	8.6%	9.0%
		④所得割額	課税所得に対し	0.9%	0.97%	0.95%
	16 年度課税	応益割合		36.7%	53.8%	45.5%
	(10 月現在)	1 人当り課税額		14,850 円	17,722 円	17,317 円
	最 高 限 度 額			80,000 円		
保 険 税 の 軽 減 措 置	前年度総所得が、市（町・村）民税の基礎控除額（33 万円）を超えない世帯について			均等割額の 60%減額	均等割額の 70%減額	均等割額の 70%減額
				平等割額の 60%減額	平等割額の 70%減額	平等割額の 70%減額
	前年度総所得が、{基礎控除額（33 万円）＋（24 万 5 千円×世帯主を除く被保険者数）}を超えない世帯について			均等割額の 40%減額	均等割額の 50%減額	均等割額の 50%減額
				平等割額の 40%減額	平等割額の 50%減額	平等割額の 50%減額
	前年度総所得が、{基礎控除額（33 万円）＋（35 万円×世帯の被保険者数）}を超えない世帯について			—	均等割額の 20%減額	均等割額の 20%減額
				—	平等割額の 20%減額	平等割額の 20%減額
国民健康保険基金保有額（平成 15 年度末）				197,596 千円	200,106 千円	71,866 千円
賦 課 期 日				4 月 1 日		
納 期				第 1 期（6 / 1 ～ 6 / 30）、第 2 期（7 / 1 ～ 7 / 31）、第 3 期（8 / 1 ～ 8 / 31）、第 4 期（9 / 1 ～ 9 / 30）、第 5 期（10 / 1 ～ 10 / 31）、第 6 期（11 / 1 ～ 11 / 30）、第 7 期（12 / 1 ～ 12 / 25）、第 8 期（1 / 1 ～ 1 / 31）、第 9 期（2 / 1 ～ 2 / 末日）、第 10 期（3 / 1 ～ 3 / 31）		